第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		緊急通	緊急通報システムの給付決定					
根拠法令及び条項		頁 那覇市	那覇市重度障がい者等緊急通報システム事業運営要綱第5条					
	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)							
	公表 する しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						·····································	
審查基準	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市重度障がい者等緊急通報システム事業運営要綱 第4条 那覇市重度障がい者等緊急通報システム事業取扱い方針、第2条、第3条、第4 条							
審 査 基 準設定年月日		平	成5年9月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成21年4月1日			
標準処理期間		有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)						
		期間(60日)						
		無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)						
標準処理期間設定年月日		平成30年3	月15日	標準処理期間 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		福祉部 障がい福祉課						
備考								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【審查基準】

那覇市重度障がい者等緊急通報システム事業要綱

(事業の対象者)

- 第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本市の住民基本台帳に記録され、 施設入所を除く在宅で居住している65歳未満の重度障がい者等であって、 日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
 - (2) その他市長が特に事業の利用を必要と認める者

那覇市重度障がい者等緊急通報システム事業要綱取扱い方針

(事業の対象者)

- 第2条 要綱に規定する「重度障がい者等」とは、身体障害者手帳2級以上の身体障害者及びこれに準ずる障がいを有する65歳未満の者で、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある65歳未満の者をいう。
- 2前項に規定している重度障がい者等には、那覇市緊急通報システム事業運営 (平成5年9月1日施行)に基づき、継続して契約を締結している65歳以上の者を含むものとする。
- 3前2項の規定に関わらず、重度障がい者等を含む世帯全員の合計所得金額が3, 2 30,000円以上の場合は、事業の対象外とする。 この場合において、所得とは特別 障害者手当制度等に規定されている所得制限基準額を準用し、当該対象者等の前 年における所得とする。
- 4 要綱第4条第1号に規定している「施設入所」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定している身体障害者療護施設又は、身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用について(平成15年10月29日障発1029号・老発1029号厚生労働省連名通知)に関連している施設又は、それに準ずる施設とする。

(常時注意を要する状態)

第3条 要綱第4条第1号及び前条第1項に規定する「日常生活を営む上で常時注意を要する状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 進行状況又はその程度により生死にかかわる危険性の高い内科的慢性疾患を有する状態
- (2) 脳梗塞等の既往症を有する者が、過去1年間に頻繁に転倒歴があり、転倒後放置されると生死に関わる危険性が高い状態
- (3) 脳梗塞等の既往症及び現症を有し、強度の不安、抑うつ状態の者が一定の期間、単独生活を続けた場合、自殺念慮により生死に関わる危険性があると考えられる状態
- (4) その他の理由により生命に危険の及ぶ可能性が高いと認められる状態 (緊急通報協力員)
- 第4条 要綱第5条第2項及び要綱第11条に規定する「緊急通報協力員」とは、原則利用者の自宅まで往路車で30分以内の範囲に住んでいる者とする。 ただし、子又は配偶者は、利用者の自宅まで往路車で60分以内の範囲に住んでいる場合でも緊急通報協力員になれるものとする。